

**1 (生体認証とは)**

- (1) 生体認証とは、当金庫との貸金庫取引について借主本人であることの確認 (以下「本人確認」といいます。) の手段の一つとして用いる認証方式で、当金庫所定の機器、操作及び手続きにより、当金庫の認めた借主又は借主があらかじめ届出た代理人 (以下単に「代理人」という。) の指静脈パターンを当金庫所定の記録装置または記録媒体 (以下「記録装置」、「記録媒体」といいます。) に登録 (登録した指静脈パターンを「生体認証データ」といいます。) し、これを当金庫所定の機器により借主又は代理人の指静脈パターンと照合すること (以下「生体認証データの照合」といいます。) により本人確認を行なうことをいいます。なお、生体認証データは、記録装置または記録媒体内に、他の個人情報と同じく暗号化して保管します。
- (2) 生体認証データの照合は、当金庫との間の貸金庫取引について、当金庫が貸金庫の借主又は代理人本人確認手段の一つとして使用するものです。当金庫が必要と認める場合は、お取引の種類や状況に応じて貸金庫カード (以下「カード」といいます。) の暗証番号入力その他の本人確認の手段と併せて使用するものとします。
- (3) 本規定は、生体認証を使用する当金庫との間の貸金庫取引について適用するものです。

**2 (生体認証契約の締結・生体認証データの登録)**

- (1) 生体認証契約の締結にあたっては、あらかじめ借主による貸金庫の申込が必要です。
- (2) 生体認証契約は、借主がカードを持って当金庫所定の窓口にて当金庫所定の書面による届出を行い、当金庫が届け出内容を確認して、当金庫所定の機器により記録装置または記録媒体に借主の生体認証データを登録したときから効力が発生します。
- (3) 生体認証データの登録は、前項の当金庫所定の書面による届出時に行うものとします。
- (4) 生体認証契約の締結及び生体認証データの登録にあたっては、当金庫所定の本人確認を行なわせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、当金庫は生体認証契約をお断りすることがあります。

**3 (自動貸金庫の利用における生体認証データの照合)**

- (1) 借主又は代理人は、カードを当金庫所定のカード読取機に挿入し貸金庫前室へ入室します。
- (2) 借主又は代理人は、貸金庫ブース内で当金庫所定の機器の画面表示等の操作手順に従って、カードを挿入し届出の暗証番号を入力した後、当金庫所定の機器に生体認証データとして登録された指を置いて、指先で奥のボタンを押してください。
- (3) 前項の操作により、当金庫所定の機器によって生体認証データの照合を行い、借主又は代理人の指静脈パターンと記録装置または記録媒体に登録された生体認証データとの同一性が認定され、かつ入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認された場合に、貸金庫が利用できます。
- (4) 前項の規定にかかわらず当金庫が当金庫所定の機器によって生体認証による照合を行うことが不可能であると判断した場合は、当金庫所定の方法による本人確認を行ったうえ貸金庫の利用を行う場合があります。この場合には、当金庫が当金庫所定の書類に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取扱いましたうえは、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

**4. (生体認証データの登録の変更)**

生体認証データの変更を行う場合は、当金庫所定の窓口にて、当金庫所定の書類を提出して申し出てください。当金庫は、当金庫所定の方法により本人確認を行う等、当金庫所定の手続きをした後に記録装置または記録媒体に登録された生体認証データの変更を行います。

**5. (生体認証データの使用不能時等の手続き)**

- (1) 登録された生体認証データの毀損、使用不能等の事故の場合は、新しい生体認証データを登録する手続きを行ってください。この場合においては、新しい生体認証データの登録後、貸金庫の利用ができません。
- (2) 前項前段の場合に、当金庫所定の窓口において、貸金庫の利用の申し出があり、当金庫が真にやむをえないと認めたときは、生体認証データの照合の方法によらず、当金庫所定の方法による本人確認を行ったうえ、貸金庫の利用に応じる場合があります。この場合には、当金庫が当金庫所定の書類に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえ

**6. (生体認証機器の障害時の取扱い)**

生体認証データの照合を行う当金庫所定の機器に障害が生じたとき、その他当金庫が必要やむをえないと認める事由があるときは、貸金庫の利用を一時的に中止することがあります。この場合には、当金庫に故意又は重大な過失がないときは、当金庫は免責されるものとします。

**7. (代理人)**

- (1) 借主は、貸金庫の利用について、代理人を届け出ることができます。
- (2) 前項の届出があったときは、代理人は借主と同席のうえ、記録装置または記録媒体に代理人の生体認証データを登録する必要があります。代理人が代理人の生体認証データを登録したときは、代理人についても本規定を適用します。
- (3) 当金庫所定の手続きにより代理人の生体認証データを登録した場合、代理人による貸金庫の利用については、当金庫は記録装置または記録媒体に登録された代理人の生体認証データとの照合を行います。
- (4) 代理人の行為により借主に損害が生じた場合は、その損害は借主が負担するものとし、当金庫は責任を負いません。
- (5) 生体認証による代理人の利用を解約する場合は、借主から当金庫に届けてください。

**8. (生体認証契約の解約)**

生体認証契約は、次のいずれかに該当する場合は、終了します。なお、この場合には、当金庫は記録装置または記録媒体に登録された借主ならびに代理人の生体認証データを削除します。

- (1) 当金庫所定の手続きにより借主から生体認証契約の解約の申し出があった場合。なお、この場合には、当金庫が当該申し出を受け付けた後所定の手続きを完了したときに生体認証契約は終了します。
- (2) 借主からの申し出により貸金庫契約が解約された場合又は自動貸金庫規定に基づき貸金庫契約が解約された場合。なお、この場合には、貸金庫契約が解約されたときに生体認証契約は終了します。

**9. (規定の適用)**

本規定に定めのない事項については、自動貸金庫規定により取扱いします。

**10. (規定の改定)**

- (1) 本規定は、店頭表示その他相当の方法で公表することにより改定することができるものとします。
- (2) 前項による本規定の改定は、公表の際に定める相当の期間を経過した日 (以下「適用日」という。) から適用されるものとします。
- (3) 適用日以降に、借主又はその代理人が貸金庫を利用したときは、改定後の新規定を承認したものとみなします。

**11. (指静脈パターンの偽造等)**

- (1) 生体認証データの照合の結果、貸金庫の開庫・使用が行われた場合、借主または代理人の指静脈パターンが偽造、変造その他の事故により、不正になされたときであっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 借主は、指静脈パターンを第三者が利用可能な状態になったことを知ったとき、または偽造・変造その他の事故により指静脈パターンが他人に不正利用されたことにより貸金庫に関して損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく書面による当金庫への届出及び所轄警察への届出を行ってください。

**【個人情報保護法関連条項】**

生体認証契約の申込者及びその代理人は、当金庫が、所定の機器により申込者及びその代理人の生体認証データと記録装置または記録媒体に登録された生体認証データとを照合することによって、当金庫との間の貸金庫取引について、当金庫が借主又はその代理人であることを確認する手段の一つとして使用する目的のために、記録装置または記録媒体に申込者及び申込者の代理人の生体認証データを暗号化して登録することに同意していただきます。